

津山市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

第1章 計画の基本的事項

■計画の背景

平成29年3月に策定した「津山市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)は、最終目標年度を令和7年度とする計画期間とし、ごみ及び生活排水の適正処理、3R施策の推進によるごみ分別の徹底、減量化及び資源化を進めてきました。また、令和5年3月には令和7年度までの3年間を計画期間とする「津山市食品ロス削減推進計画」を策定しました。この2つの計画については関連性が強いいため、関係データや項目を共通化して一体的なものとし、生活排水処理基本計画も含めて廃棄物処理をめぐる動向及び地域特性を考慮しつつ、本計画の次期計画を策定します。

■計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定される法定計画であり、上位計画である「津山市第6次総合計画」や「津山市第3次環境基本計画」等と整合を図ります。

■計画期間及び目標年度

令和8年度～令和17年度(10年間)

【中間目標年度】令和12年度、【最終目標年度】令和17年度

■計画の進行管理

適切に進行管理し、概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、見直しを行います。

第2章 市の概要

■自然的概況

本市は岡山県北東部に位置し、面積は506.33平方キロメートル。1991年から2020年の30年間ににおける年間平均気温は14.0℃、年間降水量は1413.5mmです。また、河川の水質は、環境基準が設定されている12箇所の測定地点全てにおいて、基準を達成しています。

■社会的概況

本市の人口は減少傾向であり、令和2年度中に10万人を割り込み、令和7年1月時点で95,030人。世帯当たり人数も減少しています。

産業大分類別就業者数割合は、令和2年度で農林業の第1次産業が5.4%、製造業の第2次産業が27.0%、サービス業等の第3次産業が63.5%となっており、全国や岡山県と比較して第1次産業の割合が高くなっています。

第3章 ごみ処理基本計画

■基本理念

「住民・事業者・関係団体・行政が協働して創る循環型のまちづくり」を基本理念として、循環型社会の実現を目指します。

■基本方針

- (1)ごみのリサイクルの推進
- (2)ごみの発生抑制・再利用の推進
- (3)住民・事業者・関係団体・行政の協働
- (4)適正かつ安全・安心な廃棄物処理の推進

■目標の設定

「1人1日当たりのごみ排出量」及び「リサイクル率」を設定

年度 項目		実績	中間目標	最終目標
		R6	R12	R17
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	849	785	730
リサイクル率	%	18.0	19.0	20.0

■施策の展開

(1)ごみのリサイクルの推進

- ① 集団回収・拠点回収等の推進
- ② 家庭ごみの分別排出の推進
- ③ 事業系ごみの資源化の推進
- ④ 事業系ごみの適正排出の推進

(2)ごみの発生抑制・再利用の推進

- ① 生ごみの減量化の推進
- ② ライフスタイルの転換の推進
- ③ 食品ロスの削減
- ④ 家庭ごみ有料指定袋制度の継続
- ⑤ リユース活動の支援
- ⑥ イベントごみの発生抑制

(3)住民・事業者・関係団体・行政の協働

- ① 住民・事業者・関係団体・行政の役割
- ② 津山圏域資源循環施設組合との連携・協力
- ③ 広報やイベント等を活用した普及啓発
- ④ 出前講座・施設見学受入等の推進
- ⑤ リサイクル推進委員との連携

津山市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

(4) 適正かつ安全・安心な廃棄物処理の推進

- ① 津山市一般廃棄物処理業者の許可の適正化
- ② 既存施設の適正管理
- ③ 不法投棄対策
- ④ 災害時の廃棄物処理対策
- ⑤ 廃家電、廃パソコン等のリサイクルに関する普及啓発
- ⑥ 適正処理困難物に対する対処方針
- ⑦ 高齢者等排出困難者に対するごみ収集の推進

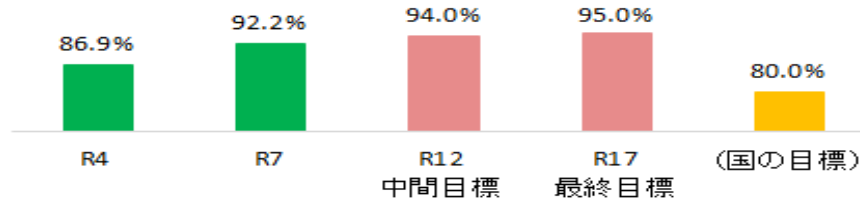
第4章 食品ロス削減推進計画

■基本的な方向

食べ物を無駄にするのは“もったいない”という精神のもと、住民（消費者）、事業者、関係団体、行政が連携・協働して取組を進めます。

■目標

「食品ロス問題を認知して削減に取り組む住民の割合」



■食品ロス削減のための取組

【住民の役割と取組】

- ① 買い物の際に、家にある食材を確認する 等
- ② 食品の保存の際に、食材ごとに適切に保存する 等
- ③ 調理の際に、食材を計画的に使い切る 等
- ④ 外食の際に、提供された料理を食べきる 等

【事業者の役割と取組】

- ① 農林漁業者
規格外や未利用の農林水産物の有効活用
- ② 食品製造業者
食品原料の無駄のない利用や適正管理 等
- ③ 食品卸売・小売業者
商習慣の見直しに取り組む 等
- ④ 外食事業者
仕入れ、提供等の工夫をする 等
- ⑤ 食品関連事業者
に共通する事項
取組の内容を積極的に開示する

【行政（津山市）の施策】

- ① 食品ロス削減に関する普及啓発等
- ② 住民・事業者・行政の協働
- ③ 市の事業において発生する食品ロスの抑制
- ④ 食品廃棄物（生ごみ）の再資源化促進

第5章 生活排水処理基本計画

■基本理念

「心地よく生活できる環境づくりと水環境の保全」の基本理念を継続し、衛生的な生活環境の確保や河川の水質保全を図ります。

■基本方針

- (1) 公共下水道等の整備の促進
- (2) 生活排水処理施設の適正管理
- (3) し尿処理施設の適正な管理・運営

■目標の設定

「水洗化率」を設定

項目	年度	基準年度	中間目標	最終目標
		R6	R12	R17
水洗化率	%	86.0	88.5	90.5

■し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集及び津山圏域汚泥再生処理センターへの運搬は、現行どおり許可業者により行います。

(2) 処理計画

し尿・浄化槽汚泥の処理は、津山圏域汚泥再生処理センターにより行います。

(3) し尿処理施設の維持管理

安定的な処理体制の確保のため、津山圏域衛生処理組合と連携し、適正な管理・運営を行います。

(4) その他

- ① 生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、住民・事業者に対する啓発活動を行います。
- ② 災害発生時には、津山市災害廃棄物処理基本計画に基づき、処理機能の早期な回復を目指します。